## 鶴見区区政会議運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、区政会議の運営の基本となる事項に関する条例(平成 25 年大阪市条例第53号。以下「条例」という。)第4条第2項及び第12条第1項の規定に基づき、鶴見区区政会議(以下「区政会議」という。)の運営に必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、条例の例による。

(委員の構成及び定数)

- 第3条 委員は、地域団体より推薦された者から選定する委員、公募により選定 する委員及び学識経験を有する者その他区長が適当と認める者から選定する 委員から構成する。
- 2 区政会議の委員の定数は、22人とする。
- 3 前項の委員の定数のうち、公募により選定する委員の定数は、3人とする。

(委員の選定方法等)

- 第4条 地域団体より推薦された者から選定する委員は、区長が指定した地域 団体から委員候補者として推薦を受けた者について、選定する。
- 2 公募により選定する委員は、別に定めて公示する区政会議委員公募手続事 務要領により、選考の結果に基づき選定する。
- 3 学識経験を有する者その他適当と認める者から選定する委員は、区長において選定する。
- 4 委員としての業務の委託を行った場合又は委員としての業務の委託を解除 した場合(委員の任期が満了した場合を除く。)は、当該委員の氏名を公示す るものとする。

(開催の時期)

第5条 区長は、各年度、少なくとも2回、区政会議を開催するものとする。

(部会の開催)

第6条 区長は、より専門的な意見交換を行うことにより、効果的かつ効率的な 区政会議の議論に資するため、次の表に定めるところにより区政会議の部会

を開催することとする。

部会の名称	所掌事項
地域保健福祉部会	(1)だれもが地域で安心して暮らせるまちづくりに関す
	ること
こども教育部会	(1)子育てやまなびを応援するまちづくりに関すること
くらし安全部会	(1)安全なまちづくりに関すること
	(2)まちづくりを支える広報・広聴の充実に関すること
	(3)環境にやさしいまちづくりに関すること

- 2 前項の部会に参加する委員は、部会ごとに区長が定める。
- 3 第1項の部会にそれぞれ部会長及び副部会長を置き、部会長は部会に参加 する委員の互選により選任し、副部会長は部会長が指名するものとする。
- 4 部会の運営については、条例第5条第2項、第6条第1項、第7条第2項、 第3項、第4項及び第6項、第8条及び第11条第1項の規定、同項に基づく 市規則の規定並びに次条の規定の例により行う。

ただし、これらの規定中、「区政会議」とあるのは「区政会議の部会」と、 「議長」「副議長」とあるのは「部会長」「副部会長」と読み替えるものとする。

## (会議の公開の方法等)

- 第7条 条例第7条第6項本文に基づく会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に、次のとおり会議の傍聴を認めることにより行うものとする。
  - (1) 会議の開催の都度、あらかじめ傍聴を認める定員を定め、会場に傍聴席を設けるものとする。
  - (2) 傍聴者に会議資料を配布するものとする。ただし、公表に適しない情報が記録されているもの等については、配布しないものとする。
  - (3)会議を円滑に運営するため、会議において、傍聴に係る遵守事項等を定め、会場の秩序維持に努めるものとする。
  - (4) 傍聴者は傍聴の遵守事項を守り、会議を主宰する者の指示に従って、静穏に傍聴するものとする。
  - (5) 会議に関する報道機関の取材に対して配慮するものとする。
- 2 公開する会議の開催に当たっては、当該会議開催日の1週間前までに、開催日時、場所、議題その他必要な事項を、区役所の掲示場に掲示するとともに、インターネットの利用その他の情報通信の技術を利用する方法により公表するものとする。ただし、会議を緊急に開催する必要が生じたときは、この限りでない。
- 3 公開する会議の開催に当たっては、前項に定めるもののほか、必要に応じて、 報道機関への情報提供などの方法により、開催日時、場所、議題その他必要な

事項の周知に努めるものとする。

- 4 条例第7条第6項ただし書に基づき会議を公開しないとすることについては、区政会議において決定するものとする。
- 5 前項に基づき会議を公開しないこととした場合は、その理由を明らかにするものとする。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成25年6月1日から施行する。 (旧要綱の廃止)
- 2 鶴見区区政会議開催要項は廃止する。

附則

- この要綱は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成 26 年 5 月 1 日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成 27 年 10 月 9 日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成28年6月9日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成 29 年 11 月 6 日から施行する。 附 則
- この要綱は、令和元年 10 月 1 日から施行する。 附 則
- この要綱は、令和元年 11 月 7 日から施行する。 附 則
- この要綱は、令和2年4月27日から施行する。 附 則
- この要綱は、令和3年10月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、令和3年11月8日から施行する。 附 則
- この要綱は、令和5年11月17日から施行する。

附則

この要綱は、令和7年10月1日から施行する。